

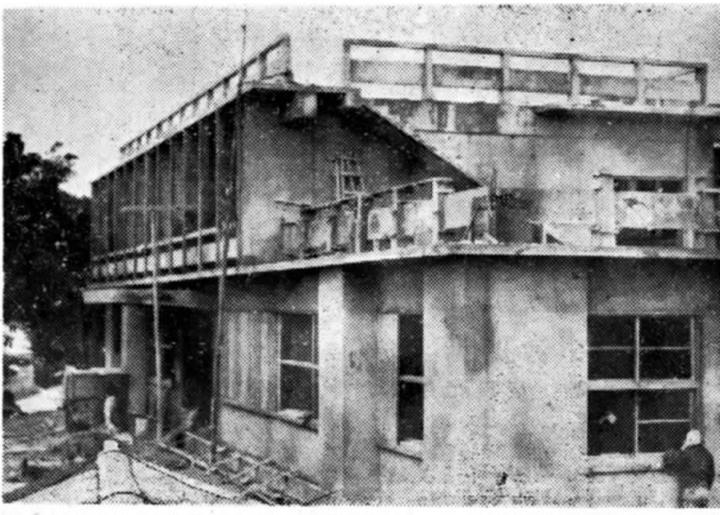
嘉手納村廣報

所 役 所
行 名 朝 盛
納 友 袋
村 喜 島
手 納 島
嘉 手 納 島
行 人 喜 島
發 行 人 喜 島
編 集 人 喜 島
研 究 所 嘉 手 納 島

新庁舎建築について

村長 喜友名 朝誓

嘉手納村は分村後十年で人口一万三千を数え、屋敷嘉手納の部落から一戸線を越えて西へ西へと膨張して水釜海岸近くまで広がりました。名実共に活気に満ちた発展性のある都市となりました。これまでの村役所の位置が村の東部に偏して都市の中心から遠く離れて居る事も考えねばならなかつたし現在の役所職員の数も政府の駐在職員を合すと五十二名にもなり、四十坪位の庁舎では狭隘を感じ事務処理上又は村民へのサービスの上から支障を来す事など、村の行政運営上どうしても庁舎の移転拡張新築と云う事が二、三年來の懸案でありました。



議会便り

一九五八年二月三日の臨時議会で役所位置の変更条例を可決し同年九月十五日開会の定例議会で於て村役所庁舎の建築について決議されました。庁舎敷地総坪数三七・七六坪、鉄筋コンクリート建坪一六五坪(一階九五坪二階七〇坪)其建築予算は第一回追加更正予算によつて議決されました。庁舎工事費二、六九一、八〇〇円(二二、四三二費)地均し工事其他関係工事費等合計三、〇七四、五六〇

第七回臨時議事が去る十月二十七日村民会館で開かれ、当局から提出された四案件を三日間に至り審議した結果、それぞれ左の通り議決された。
(一) 嘉手納村設置条例の一部を改正する条例について
ロータリー内を五区、水釜原開放地を十一区に編入することになった。

其の工事設計者は那覇市出身の一般建築士田中達雄氏で、其の見積設計により七名の指名競争入札の結果嘉手納村出身の金城祥一氏が二、二〇〇万を以て落札、地鎮祭並に起工式を去る十月十五日に着工、現場監督に田中氏が当り政府関係の検査を度々受けて順調に工事は進んで居りまして二月中旬には予定通り竣工すると思ひます。
新庁舎の内容を概説すると一階には事務室、村長室、応接室、公衆宿直室、炊事室、書類倉庫、物資倉庫等が並びます。二階には会議室、議事室、教育委員会其他政府駐在職員事務室、図書室、便所等の設備がなつて居りまして、この新庁舎落成式と分村十周年記念祝典が二月中旬に行われる予定であります。村民挙つて大きな祝賀行事を展開したいと希望している嘉手納村発展の基盤となり民主的村政運営の殿堂となる事を願する次第であります。(写真完成間近の新庁舎)

新生活運動の実践

村内祝祭諸行事の祝儀香料を統一

村経済課では村民会館で在村各団体長の出席を求め新生活運動の実践上の諸問題について協議した。旧正月や生年祝を間近にひかえ、出費多端の折柄、因習やみえにとらわれて無駄な費用をかける直接生活に響くような弊害を未然に防ぎ新生活の向上安定を図るため、新生活運動実践協議会が結成され、尚諸行事の簡素化を図るため左の通り申し合せを行なつた。
一、祝祭行事
出産祝 二五仙以内
二、お香料
葬式 五仙以内
七日祭 二〇仙以内
四十九日祭 二〇仙以内
三年忌 二五仙以内
七忌忌 五〇仙以内
その他の祭 二五仙以内
三、祝祭行事の時は受付を置き祝儀香料は受付に差し出すこと。
四、御馳走おみやげは持たさないこと。
五、生年祝、米寿祝は村主催合同祝にして各家庭では外に客を案内しないこと。
六、時間助行
1 主催者は予告した時間内に開会すること。
2 夜間の集会又は宴会は夏は午後十一時冬は十時閉会する事にして合図の方法は各区で定めらるること。
尚、今度(一九五九年)の旧正月の合同祝は例年の方針により、二月十日午後二時から嘉手納劇場で行う。

嘉手納村講和前損失補償獲得期成会について

日本対連合軍の終戦日(一九四五年八月十五日)以前の沖縄住民の戦争に依る損害については後日に譲り終戦の日より現在に到る迄の米軍に依る沖縄住民の損害補償については極く簡単に述べらる。講和発効日(一九五二年四月二十七日)以後の米軍に依る損害は、如何なる損害にかかわらず米政府は賠償支払いをなさねばならぬ義務があると云ふ事は法的に明示されて居り、実際に又、米軍は支払いをなして居る。然し講和発効前の米軍に依る損害は今の処、日米何れが賠償支払いをなすべきか明らかでない状況であります。施政権者である米軍と潜在主権を持つ日本の両国の責任に於て、適切な処置が早急になされるものと我々は期待するものである。一九五六年二月頃講和前の損失補償の最初の申告が各該当事者から其当時の各所属、村当局及び市町村長を通じて日本国政府になされ、一九五七年十二月にその損害要求額に対して見舞金として仮払いがなされたのである。見舞金の配分処理に当つては各代表一名、議事より正副議長、村当局より三役、計十八名より成る嘉手納村見舞金処理委員会が組織されて見舞金の配分を終つたので、同委員会は解散する事になつた。



嘉手納村講和前損失補償獲得期成会について
復興課長 德里 盛信

嘉手納村講和前損失補償獲得期成会の発足
前述の講和前の損失、補償の最初
の申告は、その当時の申告及び調査の期間が余りに短かつた事又中央
制が整はなかつた事等で色々の点に於て、不備の事があつたので、より完全である必要である補償要求事務をたしめる為、又該補償支払いが出来るだけ速やかに行れるように、該申請者の強固なる閉結を計る為、中央で市町村長会、市町村議長会、土地連合会が主体になつて講和前損失補償獲得期成会が組織され、その目的は事業の推進をなす事になつたので、嘉手納村内に於ても其の下部組織として各申請該当事者が組織される必要が生じたので、各旧字から各該当事者に依つて推薦された二名の代表委員、村議事から正副議長、各委員長、村当局より三役が準備委員になつて、去る十一月三十日村民会館に於いて嘉手納村講和前損失補償獲得期成会を結成し左の通りの会則が作られ且つ、役員が選任された。

会 則
(名称)
第一条 本会は嘉手納村講和前損失補償獲得期成会と称し事務局を嘉手納村役所内に置く。
(組織)
第二条 本会の委員は講和前軍用土地等の損失補償申請者及び其関係者とする。
(目的)
第三条 本会の目的は対日平和条約発効前の米軍使用に伴う土地等の損失補償申請及び配分を円滑に実施するにある。

(事業)
第四条 本会は前条の目的達成を成すため左の事業を行う。
一 正確なる調査の実施
中央の期成会との連絡
一 その他目的達成に必要な事項
(会議)
第五条 本会の会議は総会及び評議員会とする。総会は、毎年一回九月にこれを開き臨時総会及び評議員会は会長において必要と認められた場合に開く。
第六条 総会及び評議員会は会長がこれを招集する。会長は之を招集しなければならぬ。
第七条 総会及び評議員会における議長の職務は会長がこれを行う。
第八条 会長に事故あるときは副会長がその職務を代行し、副会長に事故あるときは評議員の中から議長を互選し議長は議長を代行する。
第九条 総会及び評議員会の決議はその構成員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
(役員)
第十条 本会には会長一人、副会長二人、監事三人、評議員三人(正副議長及び監事を含む)を置く。副議長及び監事は評議員会に於て選出する。評議員は左の通りの構成とする。
一 評議員の構成
1 各字より推薦された代表委員(二十六名)
2 議事より正副議長及び各委員長(四人)
3 村当局より三役
合計三十三人
第十一条 会長は本会の事務を総理し本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
第十二条 本会の業務を監督する。
第十三条 本会の業務を協同し、本会の重要事項を協議する。
第十四条 会長は特定の事項を審査又は研究せしめるため必要があると認めるときは評議員会に諮り評議員会内に特別なる委員会を設けることができる。
第十五条 会長、副会長、監事、評議員の任期は二年とす。
第十六条 役員には報酬を支給しない。但し必要に応じて費用弁償を支給することができる。
第十七条 本会に事務局局長一人庶務員一人其の他若干の事務職員を置くことができる。但し事務局局長、庶務員は評議員会の承認を得た上で任命される。
第十八条 職員は給与その他の必要事項は会長がこれを定める。職員は上司の命を受け事務に従事する(経理)
第十九条 本会の経費は嘉手納村見舞金処理委員会からの引受金、中央期成会からの補助金、会員の負担等を以つて充たす。
第二十条 本会の毎年度の会計はその構成員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決しなければならない。
第二十一条 本会の会計年度は政府の会計年度による。
第二十二条 本会の才人出申請人は速やかに行動し得なければならぬ。
第二十三条 各旧字毎に支部を置き、各旧字支部は各所属の代表委員との連絡を十分に保つて戴き度い。
第二十四条 講和前損失補償に關連して聞き度い事がある場合は先ず各旧字の代表委員に聞き度い事を知らせる。
第二十五条 本会に於ては、講和前損失補償を受けるのは我々の当然の権利である以上、當講和前損失補償獲得期成会では中央の期成会との十分な連絡を保ち、速やかに、そして適正な補償処置に持つて行くよう万全の努力をすべく、各申請人のより良き協力に依り、所期の目的を達成する事を信じて居るものであります。

国直 伊佐英行 勝連朝浦
東 徳元正信 仲宗根朝盛
野里 山城盛二郎 伊礼盛
水釜 奥間信一 古謝宏徳
大通 西平守有 吉田定啓
嘉手納 伊波政榮 伊波万栄
屋良 池原万栄 伊波剛
志金堂 新垣次郎 嘉手
川繁久
久得 仲宗根朝仁 前原信政
嘉前 渡ヶ次三三 兼村憲正
野間 未定
千原 未定
二、事務局職員
庶務員 德里盛信
庶務員 新垣正雄
三、同期成会業務の現況
1 以前に該当事者から申告された土地の分を此の十二月末迄に新評価額に依り再調整して中央に提出、其の審査を受ける事。
2 其の次に地上物件(墓井戸、立木、石垣等)の再調整をして前項と同じく中央の審査を受ける事。
3 未申請の土地について書類の調製及び提出と云う順序で中央より指示に従つて期日に遅れないよう、又正確であるよう心掛けて計算に熟達した人達を雇つて事務を進めて居る。
四、申請該当事者の方へお願い。
1 申告書の捺印及び縦覧等必要に依り、同会事務局より各旧字代表委員を通じて各申請人に連絡がある場合合符得なければならぬ。
2 申請人は速やかに行動し得なければならぬ。
3 支部の結成及び運営
第十八条 各旧字毎に支部を置き、各旧字支部は各所属の代表委員との連絡を十分に保つて戴き度い。
第十九条 講和前損失補償に關連して聞き度い事がある場合は先ず各旧字の代表委員に聞き度い事を知らせる。
第二十条 本会に於ては、講和前損失補償を受けるのは我々の当然の権利である以上、當講和前損失補償獲得期成会では中央の期成会との十分な連絡を保ち、速やかに、そして適正な補償処置に持つて行くよう万全の努力をすべく、各申請人のより良き協力に依り、所期の目的を達成する事を信じて居るものであります。

労働組合結成に当って

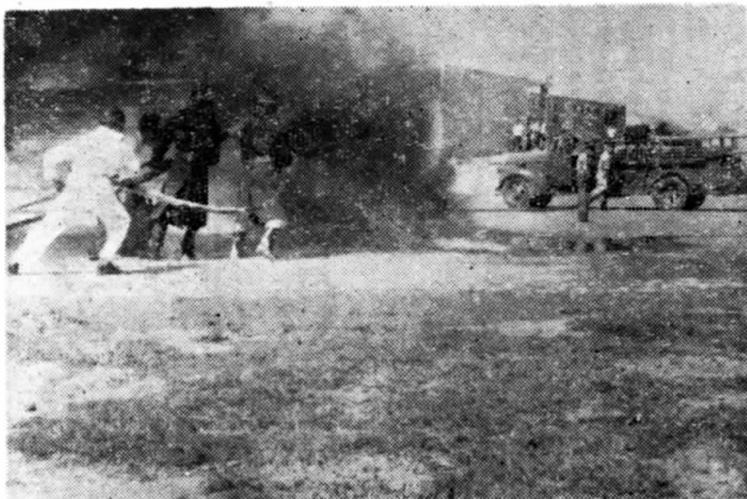
執行委員長 宮城景明

吾々嘉手納村役所職員は左記の趣旨の下に労働組合を結成致しました。

防火デー賑やかに終幕

嘉手納村消防隊では十二月一日から三日間消防防協会の協力を得て、一日目の午前五時に隊員を非常招集

この組合は九月に結成され、組合長には池原吉助(嘉手納小学校教諭)氏が推薦され



税金を納めましょう

二区内に納税組合結成さる

告知板

午後五時までの就業時刻の変更について

嘉手納村役所勤務規則の変更に伴い午前八時三十分から午後五時までの就業時刻を午前八時三十分から午後五時までと変更した

の休憩時間が半時間短縮され、午後五時までの就業時刻は十二時三十分に変更した。本村社会福祉協議会が去る九月二十九日に結成され

Table with 4 columns: 前年度分, 現年度分, 前年度分, 現年度分. Rows include various districts (1-11) and a total row. Includes a '要' column for notes.

果樹花卉栽培年中行事 (経済課)

Large table with 12 columns (months) and 4 rows (activities). Includes details on planting, cultivation, and management for various fruits and flowers.

困窮世帯への慈雨... 本村福祉協議会では十月十六日午後二時から村民会館で福祉貸付金説明会を開いた。